平成２２年（フ）第１４８８号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番22棟305号
債務者　中山　晶司
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０２号
静岡県伊東市富戸1020番地の384　グランパルハイツＣ―102号
債務者　里舘　　実
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８８号
京都市右京区太秦安井辰巳町10番地
債務者　渡邉　スヱ
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２６号
京都市右京区西院寿町28番地22　藤ビル401
債務者　京井　昌子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９８号
京都市南区東九条北松ノ木町８番地　青山マンション305号室
債務者　阿部さつき
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６３号
京都市北区衣笠御所ノ内町４　ＮＰＯ法人京都マック内
債務者　上田　幸夫
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６２号
京都市左京区北白川下池田町93番地３
債務者　谷川多恵子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
京都府舞鶴市字堂奥117―16　第１石田アパート202号、住民票上の住所京都府舞鶴市字行永1600番地―259号
債務者　清遠　和也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１４１７号
堺市美原区多治井179番地16
債務者　小笹　秀一
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４１８号
堺市美原区多治井179番地16
債務者　小笹　昭子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５２号
大阪府富田林市若松町１丁目21番６―106号
債務者　木下　力也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６１５号
堺市中区深阪2234番地　203号、住民票上の住所堺市西区上野芝町４丁５番10号　ハイム上野芝Ⅱ205号
債務者　田保由香里（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２５号
大阪府松原市天美北３丁目２番２―202号
債務者　村宗ラファエルこと　ＭＵＲＡＺＺＯ　ＰＡＬＡＣＩＯＳ　ＲＡＦＡＥＬ　ＲＯＢＥＲＴＯ
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２６号
大阪府松原市天美北３丁目２番２―202号
債務者　山本エリザベートこと　ＭＡＲＩＧＯＲＤＡ　ＹＡＭＡＭＯＴＯＤＥ　ＭＵＲＡＺＺＯ　ＥＬＩＺＡＢＥＴＨ
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６３１号
堺市中区深阪2086番地１　ネオグレイス203号
債務者　神田　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６４号
大阪府藤井寺市大井５丁目９番10号
債務者　三木　英子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６９６号
大阪府高石市西取石１丁目23番27号
債務者　浅野　利枝
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係